

2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST） 運営等業務委託に係る企画提案 公募要領

1 趣旨

本要領は、「2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託」に係る企画提案の公募に当たり、必要な事項を定めるものである。

2 公募概要

- (1) 業 務 名：2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託
- (2) 業務内容：別紙 1 「2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託期間：契約締結の日から令和 7 年 10 月 31 日まで
- (4) 委託費用：58,234,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）
※ 各年度の支払金額の上限は下記のとおり
令和 6 年度：13,165,000 円
令和 7 年度：45,069,000 円

3 公募スケジュール（予定）

- 令和 6 年 11 月 22 日（金） 公募開始
- 令和 6 年 11 月 28 日（木） 質問受付期限
- 令和 6 年 12 月 2 日（月） 質問に対する回答
- 令和 6 年 12 月 4 日（水） 参加申込期限
- 令和 6 年 12 月 6 日（金） 参加資格の確認結果通知
- 令和 6 年 12 月 16 日（月） 企画提案書提出期限
- 令和 6 年 12 月下旬 企画提案審査の実施
- 令和 6 年 12 月 25 日（水） 予定 委託事業者の決定、公表

4 応募資格

企画提案公募に応募できる者は、次の条件を満たす法人又は本件業務受託のために結成された共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ次に掲げる要件の全てを満たしている者とする。

なお、共同企業体として応募する場合は、幹事法人を決め、幹事法人が企画提案書を提出すること。（ただし、幹事法人が委託業務の全てを他の法人に再委託することは不可）

(1) 共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立

てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- ③ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- ⑤ 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- ⑥ 委託内容における受託者として、契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- ⑦ 新潟県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと。
- ⑧ 本公募に関して、他の共同企業体の構成員となっていないこと。

(2) 共同企業体としての資格要件

- ① 本業務を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ② 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤及び専門的知識・経験を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

(3) 単独法人としての資格要件

- (1) 「共同企業体の全構成員が満たすべき資格要件」のほか、(2) 「共同企業体としての資格要件」の全てを 1 法人で満たすこと。

5 質問の受付・回答

公募要領についての質問は下記により行うこと。なお、電話や来訪による口頭での質問や期限を過ぎた質問は受け付けない。

(1) 提出書類

別紙 3 「2025 年日本国際博覧会における新潟県催事(ギャラリー WEST)運営等業務委託」
企画提案公募 質問書

(2) 提出期限

令和 6 年 11 月 28 日（木）17 時 00 分まで（必着）

(3) 提出方法

電子メールにより提出することとし、電子メールの件名は「万博における新潟県催事に関する企画提案公募質問」とすること

(4) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町 4-1
新潟県産業労働部地域産業振興課
電話：025-280-5243
E-mail：ngt050100@pref.niigata.lg.jp

(5) 質問の回答方法

令和 6 年 12 月 2 日（火）までに、県ホームページにおいて公開する。なお、質問に対する回答は、実施要領及び委託仕様書の追加または修正とみなす。

6 参加申込み及び参加資格の確認結果の通知

本企画提案公募に参加を希望する場合は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 別紙2「2025年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託」企画提案公募 参加申込書
- ② 法人等の概要がわかるパンフレット等
※ 共同企業体の場合には、全構成員分を提出すること。
- ③ 新潟県の県税の納入義務を有するものにあつては、県税納税証明書（直近の事業年度分のみ）
※ 共同企業体の場合には、全構成員分を提出すること。

(2) 提出期限

令和6年12月4日（水）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

- ① 郵送（書留郵便に限る。）または持参により提出すること
- ② 持参する場合は、土日・祝祭日を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時00分の間に限る。

(4) 提出先

上記5(4)と同じ。

(5) 参加資格の確認結果の通知

参加申込みをしたもの全員に対し、令和6年12月6日（金）までに参加資格の確認結果を電子メールで通知する。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

ア 別紙1「2025年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について実際に履行可能な内容を明確に記載すること

- i 業務の実施方針（2025年日本国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）における新潟県特産品の展示に対する考え方、想定する展示物、具体的な展示手法・演出の提案等）
- ii 業務の実施計画（組織体制、催事期間中の人員体制、スケジュール、リスクマネジメント等）
※ 催事期間中の人員体制については、「人員配置計画(例)」を参考に作成すること。
- iii 類似業務実績
- iv （ある場合）付加的な提案（大阪・関西万博開催前の新潟県催事の周知方法や大阪・関西万博を契機とした交流人口拡大に向けた取組等）

イ 提案書は、原則A4版（長辺綴じ）とし、中折りを条件にA3版も使用可とする。表紙に別紙4「2025年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託企画提案書」を添付すること

② 本業務に係る見積書

※ 見積の総額及び内訳について、作成すること（様式任意）

※ 押印は省略可能とするが、省略する場合は見積書に発行責任者及び担当者（同一でも可）の氏名、連絡先をそれぞれ記載すること

(2) 提出期限

令和6年12月16日（月）17時00分まで（必着）

(3) 提出方法

- ① 上記(1)ア及びイの書類を電子データ及び紙面8部（正本1部、副本7部）を提出すること。なお、期限を過ぎてからの提出や差替え等は受け付けない。
- ② 電子データは電子メールで件名を「万博における新潟県催事に関する企画提案書」として提出すること
- ③ 紙面は郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること
- ④ 持参する場合は、土日・祝祭日を除く8時30分から12時00分及び13時00分から17時00分の間に限る。

(4) 提出先

上記5(4)と同じ。

8 企画提案内容の審査

(1) 審査方法

審査委員会において、書面審査を行い、必要に応じて提案者による企画提案内容に関するプレゼンテーション（オンライン）や、提案者へのヒアリングを行った上で審査する。

(2) 審査日時、会場等

企画提案書を提出した者に対し、別途通知する。

(3) 審査基準

審査に当たっては、別表1の審査基準により評価する。

9 企画提案の審査結果通知

県は、審査委員の意見を踏まえ、最優秀提案者及び次点者を選定することとし、審査結果は令和6年12月25日（予定）を目途に参加者全員に対し電子メールで通知する。

10 委託契約

(1) 契約に関する協議

県は、最優秀提案者と、別途定める予定価格の範囲内で委託契約を締結する。

また、最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する。次点者と協議が整わない場合、本企画提案審査に基づく契約は行わない。

(2) 委託契約にあたっての主な留意点

- ① 契約にあたっては、委託候補者の企画提案の内容をそのまま採用することを約束するものではなく、詳細について企画提案書を基に双方が協議の上、決定する。
- ② 契約は、上記2(4)に定める各年度の支払金額を上限に、各年度で契約を分割する場合がある。なお、契約の分割については、委託候補者決定後、県と協議の上、決定する。
- ③ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできない。ただし、委託業務の一部の再委託について、事前に県の承諾を得たときは、この限りではない。

- ④ 契約にあたっては、新潟県財務規則（昭和 57 年規則第 10 号）第 41 条の規定により、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金の納付が必要となる。ただし、同規則第 44 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部または一部の納付を免除することがある。

(3) 委託料の支払

委託料の支払については、上記 2 (4) に定める令和 6 年度の支払金額を上限とし、前金払を認める。契約を分割した場合は、年度ごとの精算払とする。

11 その他

- (1) 本企画提案公募に提出された書類は返却しない。また、それらを本業務以外の目的には使用しない。なお、審査の際、必要な範囲内において、公募の参加者に通知することなく複製することがある。
- 機密保持には十分配慮するが、採択された場合には「新潟県情報公開条例」（平成 13 年 10 月 19 日条例第 57 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (2) 企画提案書等の作成費は本業務の対象経費に含まれない。また、審査結果に関わらず、企画提案書等の作成費用は支給しない。
- (3) 企画提案書等の作成にあたり、「ギャラリーWEST 利用ガイド」が必要な場合は県担当に申し出ること。なお、「ギャラリーWEST 利用ガイド」については、本業務の企画提案書等の作成のみに利用することとし、その他の目的で使用しないこと。
- (4) 企画提案の審査後であっても、提案者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、審査結果が取り消されることがある。
- (5) 企画提案公募への参加申込後に辞退する場合は、『「2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託」企画提案公募 参加申込辞退書』（別紙 5）を提出すること。
- (6) 次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となり、最優秀提案者及び次点者とならない場合がある。
- ① 本公募要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - ② 記載すべき事項の全部若しくは一部を記載しない者又は虚偽の記載をした者
 - ③ 参加資格を満たさなくなった場合又は参加資格を満たさないことが判明した場合
- (7) 本業務で得た成果品に関する全ての権利は県に帰属するものとし、県の承諾なく第三者に貸与及び公表することはできない。受託者は本業務の成果品に対して著作権人格権を行使しないものとする。

別表 1

「2025 年日本国際博覧会における新潟県催事（ギャラリー WEST）運営等業務委託」
 企画提案公募に関する審査の視点

評価項目	配点	審査の視点
企画提案内容	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ●本業務の目的や内容を正しく理解した提案になっているか。 ●具体性や実現可能性の高い提案であるか。
業務遂行能力	40 点	<ul style="list-style-type: none"> ●業務を実施するために必要な組織、人員、体制が整っており、各役割が明確かつ適当か。 ●新潟県の特産品等に関する知識や、効果的なプロモーションに関するノウハウを有しているか。
類似業務の経験・実績	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●本業務を円滑に実施するために必要な類似業務の経験や実績は十分か。
スケジュール	10 点	<ul style="list-style-type: none"> ●本事業の実施にあたって適切なスケジュールが設定されているか。
積算内容	20 点	<ul style="list-style-type: none"> ●必要となる経費・費目がわかりやすく、過不足なく計上され、適正に積算されているか。
合計	100 点	